

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年12月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄